

福島県中山間地域等直接支払交付金の実施状況と推進方針について

平成 30 年 6 月 22 日
農 村 振 興 課

1 市町村数

平成 29 年度に中山間直接支払交付金を交付した市町村は 44 市町村であった。

当初計画では、東日本大震災の後、原発事故の影響で活動を中止していた檜葉町が活動を再開する予定であったが、計画策定や協定内部の調整等が間に合わなかったため、平成 30 年度から再開する見込みとなっている。

平成 26～29 年度の交付市町村数

年度	第 3 期対策	第 4 期対策		
	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
交付対象市町村数①	44	44	44	44
対象市町村数②	54	54	54	54
①/② %	81.5	81.5	81.5	81.5

2 協定数

平成 29 年度の活動協定数は 1,171 協定で、平成 28 年度から 9 協定増加した。

平成 26～29 年度の活動協定数

年度	第 3 期対策	第 4 期対策		
	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
協定数	1,266	1,139	1,162	1,171

3 交付面積

平成 29 年度の交付対象面積は 15,229ha で、平成 28 年度から 243ha 増加した。増加の要因としては、新規協定の増加、既存協定の面積増加が挙げられる。

平成 26～29 年度の交付対象面積

年度	第 3 期対策	第 4 期対策		
	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
面積 (ha)	15,681	14,649	14,986	15,293

4 交付金額

平成 29 年度の交付金額は 1,839,650 千円で、平成 28 年度から 26,680 千円増額した。

平成 26～29 年度の交付金額

年度	第 3 期対策	第 4 期対策		
	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
交付額 (千円)	1,898,320	1,774,147	1,812,970	1,839,650

5 平成 29 年度取組推進活動実績

(1) 推進キャラバンの実施

■実施市町村：11 市町村

—うち 2 市町村（昭和村、金山町）においては、多面的機能支払交付金との合同で実施。中山間地域等直接支払及び多面的機能支払の一元化や広域化に向けた情報収集等を行った。

■実施内容：制度の周知（加算措置、集落戦略等）、制度推進にあたっての課題、取組事例等について情報提供や意見交換を行った。

(2) 「ふくしま中山間直払だより」発行

農業者等を対象とした広報誌を発行し、制度の周知、事例の紹介、県主催事業の報告等を行い、中山間地域等直接支払制度について理解を深めるとともに、制度の活用を促進する。2 号まで発行した。

(3) 中間年評価の実施

別紙「中山間地域等直接支払生後（第 4 期対策）に係る中間年評価結果【概要】」のとおり。

6 平成 30 年度取組推進方針

(1) 推進キャラバンの実施

制度の周知（加算措置、集落戦略等）、制度推進にあたっての課題、取組事例等について情報提供や意見交換を行う。

(2) 「ふくしま中山間直払だより」発行

農業者等を対象とした広報誌を発行し、制度の周知、事例の紹介、県主催事業の報告等を行い、中山間地域等直接支払制度について理解を深めるとともに、制度の活用を促進する。

中山間地域等直接支払制度（第4期対策）に係る中間年評価結果【概要】

平成30年6月22日
農村振興課

1 背景

平成27年度から5年間の期間で取り組んでいる本制度について、各市町村および各都道府県は中間年評価を行うことと定められており、平成29年度に実施した。

また、これらの評価を受けて、国は平成30年6月末までに中間年評価を行うこととしている。

2 目的

中間年評価は、次の項目について明らかにし、協定への支援、制度全体の見直しなどに活用することを目的とする。

- (1) 協定で定めた農業生産活動等として取り組むべき事項の実施状況等
- (2) 耕作放棄の抑制、集落の維持等
- (3) 行政の取組等の成果と課題

3 評価方法

(1) 集落協定・個別協定の自己評価

協定段階では、平成29年度までの目標の達成状況を50%未満、50～80%未満、80%以上のいずれに該当するか自己評価を実施。

また、アンケート調査を実施し、農業生産活動等維持できる体制の整備状況とその状況に至った要因や集落戦略の取組状況などについて調査し、課題や今後必要な支援等を抽出。

(2) 市町村中間年評価

協定の自己評価を市町村の視点から客観的に評価。評価は「優良」「適当」「要指導・助言」「交付金返還」の4区分による。

また、協定の自己評価結果と指導・助言の内容を踏まえた制度の実施状況や制度に対する評価及び、市町村で実施している推進活動の課題や今後必要な支援について市町村中間年評価書を作成。

併せてアンケート調査を実施し、農業生産活動等維持できる体制の整備状況とその状況に至った要因や集落戦略の取組状況などについて調査し、市町村として考えている制度継続に関する課題や今後必要な支援等を抽出。

(3) 都道府県中間年評価

(1) (2) の自己評価とアンケート調査の結果を受けて、本県における制度の実施状況及び制度そのものに対する評価をまとめるとともに、県で実施してい

る取組推進活動の自己評価について県中間年評価書を作成。

4 県第三者委員会の役割

県が作成した中間年評価書の内容を第三者委員会にて検討・評価するよう、中間年評価実施計画に定められている。

5 制度に対する評価と課題

(1) 協定で定めた農業生産活動等として取り組むべき事項の実施状況等

評価対象となった全ての協定で、農業生産活動等として取り組むべき事項として定められた内容を適切に実施しており、今後も着実に取り組まれる見込みである。

(2) 耕作放棄の抑制、集落の維持等

本県では、中山間地域のうち 15,229ha が交付対象農用地として、適切な農業生産活動や水路・農道等の管理や景観作物の作付けなど、交付金を活用した多様な取組が行われており、耕作放棄地の発生防止と農村地域の多面的機能の維持に効果を上げている。また、地域の協働意識の醸成やコミュニティの活性化に効果があるとされた。

しかし、後継者や新規就農者の増加にはつながっておらず、「後継者不足のために農業農村を維持していくことが困難になる」と危惧する声が、約半数の協定から上がっている。